

第2回 最低車両台数・適正運賃收受ワーキング・グループの概要について

開催日時：平成22年10月20日（水）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎3号館（国土交通省）4階特別会議室

- 事務局より資料説明の後、トラック運賃に係る調査報告についてヒアリングを行い、その後、意見交換を行った。
- 委員からは、次のような意見があった。
 - ・標準的運賃（平成11年度の中間値）がどのような性質のものであり、実態がどのように反映されているのか。また、収支との対比において、輸送原価を調査し、収支を見る視点が必要ではないか。
 - ・トラック協会の運賃調査では、平成15年時を100ポイントとして係数化し、その後の変化を見ているが、この基準値としていた100をどのように理解したらよいのか。この時点で既にトラック事業は赤字基調となり、法令違反が常態化していたのか。
 - ・運送する商品代金の料率で運賃を決定するいわゆる料率契約を行っている場合もあり、そういう実態がどれくらいあるのかというのも調べてみなければいけないのではないか。
 - ・法令遵守や環境対応等で、十分に対応ができていない事業者の実態の把握することが重要ではないか。
 - ・時計の針を戻して昔に戻るというのではなく、これからの新しい時代、国際化、変化する経済を踏まえて、トラック業界をいかに発展させていくかという視点から、検討すべき。
 - ・貨物運送自動車運送事業法第63条を発動していただき、標準運賃設定を早急に実施すべき。
 - ・運賃調査を見ると、この4、5年は運賃がそれほど低下していないが、原油価格の高騰による影響も大きく、環境規制に適合するためのコスト等も上昇しており、収支は調査結果以上に厳しい状況にある。
 - ・行き過ぎた規制緩和が結果として、過積載や過労、安全や環境への十分な配慮が行われないような運賃実態につながっているのではないか。業界の特性を考慮し、適正な利潤が見込まれるような運賃の設定が必要ではないか。
 - ・運賃・料金に係る事業改善命令について、貨物自動車運送事業法が成立したときに、附帯決議において、「適正な原価を下回る運賃の收受等不公平な取引を防止し、貨物運送事業者の質の確立に資する」とされていることに留意する必要がある。
- 実態調査の内容について、委員から意見をいただく旨お願いし、閉会した。

<文責：事務局>